

輸入植物検疫規程別表第1に掲げる「植物の種類」等の取扱いについて

農林水産省横浜植物防疫所長通知

〔制定：平成28年4月22日付け28横植第108号
一部改正：平成28年10月19日付け28横植第1077号〕

第1 趣旨

植物防疫官は、輸入検査を行うに当たり、植物の用途及び形態並びに植物に付着する検疫有害動植物の国内への侵入リスクを考慮し、検査荷口を決定するとともに、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）別表第1に掲げる検査する数量の抽出を行う必要がある。

このため、この取扱いで規程別表第1に掲げる「植物の種類」等について解説することにより、検査荷口の決定等に資するものとする。

第2 定義

この取扱いで用いられている用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「荷口」とは、輸入された植物及び容器包装をいう。
- 2 「検査荷口」とは、荷口に付着して国内に侵入する可能性のある検疫有害動植物の性質等を考慮し、検査前に決定される検査の単位であって、植物防疫官が検査結果を判定する際の基本単位をいう。なお、検査荷口は、検査中又は検査後に変更することはできない。
- 3 「種類別」とは、別表1に掲げる「主な該当植物名等」に規定された植物の別をいう。
- 4 「種別」とは、種（species）、亜種（subspecies）又は変種（variety）の別をいう。
- 5 「品種別」とは、品種（form）、系統（race）、栽培種（園芸種、cultivar）又は遺伝子組換え体の別をいう。
- 6 「凍結植物」とは、-17.8°C（0°F）以下で凍結され、その後凍結状態で貯蔵（又は輸送）されている植物をいう。
- 7 「管理者」とは、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第8条第1項又は第3項の規定による検査の申請手続を輸入者から委任された者並びに法第9条第1項の規定による消毒等又は植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第12条の規定による措置の業務を輸入者から請け負った者をいう。
- 8 「検査数量」とは、規程別表第1に掲げる「検査する数量」をいう。なお、検査数量のうち、重量は正味重量（ネットウェイト）とする。

第3 検査荷口の取扱い

規程別表第1の各項に該当する植物は、別表1に掲げる「主な該当植物名等」のとおりであり、種類別に定める検査荷口の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 植物防疫官は、輸出国政府機関によって発行された検査証明書（Phytosanitary Certificate）を確認するとともに、必要に応じて、当該荷口の船荷証券（B/L）、送り状（Invoice）、パッキングリスト等（写しを含む。以下「関係書類」という。）

を確認した上で、次により検査荷口を決定する。

なお、法第6条第1項第1号に規定する植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入する荷口又は規則第5条の3に規定する検査証明書の添付を要しない荷口の場合は、必要に応じて、当該荷口の関係書類を確認する。

(1) 「輸入港別及び積載船（機）別」とする。

ただし、輸入穀類等検疫要綱（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局长通知）第1第5項の規定による一港検査方式を適用した場合又は2の(3)のただし書の場合は、この限りではない。

(2) 「原産地（国又は地域）別、輸出港別、輸出者別及び輸入者別」とする。

2 植物防疫官は、1に加え、次により検査荷口を決定する。

(1) 別表2に掲げる荷口区分により分割したものを検査荷口とする。

(2) 同一の植物からなる一つの荷口に複数の検査証明書が添付されている場合は、「検査証明書別」に分割したものを検査荷口とすることができる。

(3) 同一の積載船（機）で輸入される予定の荷口が船会社（航空会社）の都合により異なる積載船（機）で輸入された場合は、分割された荷口をそれぞれ検査荷口とする。

ただし、輸入者又は管理者から当該荷口を同一荷口として検査してもらいたい旨の申出があり、当該荷口の検査証明書又は関係書類により同一荷口であることが確認できた場合は、同一の検査荷口とすることができます。

(4) 凍結植物の場合は、「種類別又は種別」に分割したものを検査荷口とする。

ただし、同一の船倉又は海上コンテナーに「種類別又は種別」に分割可能な荷口が積載されている場合は、当該荷口全体を一つの検査荷口とする。

(5) その他

ア 植物検疫当局間の合意により検疫措置が定められた植物（規則別表2の付表に掲げる植物等）であり、検疫措置の方法が異なる場合は、「検疫措置別」に分割したものを検査荷口とする。

なお、検疫措置の方法が同じであっても、当該措置を行う過程が異なる場合は、それぞれを別の検査荷口とすることができます。

イ (1)から(4)により分割された荷口において、検疫有害動植物の付着程度に影響を及ぼす要因（輸出時の消毒等）があり、かつ、要因別の分割が可能な場合は、当該荷口を更に要因別に分割したものを検査荷口とすることができる。

ウ やむを得ず1の(2)又は2の(1)から(3)により荷口を分割できない場合は、当該荷口全体を一つの検査荷口とする。

3 輸入者又は管理者から別表2に掲げる荷口区分の加除等について要望があった場合、植物防疫官は、その適否を検討する。

第4 検査数量の抽出方法

植物防疫官は、検査荷口の輸送形態、こん包形態、1梱当たりの重量等を考慮し、検査荷口全体から無作為に検査数量を抽出する。

植物の分類一覧表

植物の種類	主な該当植物名等																																																															
一 果樹類の植物及びさし木、ほ木、だい木、その他根、茎、葉等の植物の部分であって栽培の用に供するもの	<p>【分類の基本的考え方】 主に果実を得るための植物であって、隔離栽培運用基準(昭和43年5月20日付け43農政B第916号農政局長通知。以下「運用基準」という。) I の1の(1)に掲げるもののが該当する。</p> <table border="1"> <tr> <td>おらんだいちご属</td><td>からたち属</td><td>きいちご属</td><td>きんかん属</td></tr> <tr> <td>くり属</td><td>くるみ属</td><td>こけもも属(すのき属)</td><td>さくら属</td></tr> <tr> <td>すぐり属</td><td>すのき属(こけもも属)</td><td>なし属</td><td>ぶどう属</td></tr> <tr> <td>みかん属</td><td>やまもも属</td><td>りんご属</td><td></td></tr> </table> <p>【分類の基本的考え方】 主に果実を得るための植物であって、前号に掲げるものを除く。</p> <table border="1"> <tr> <td>あけび属</td><td>アボカド</td><td>アルブツス</td><td>いちじく</td></tr> <tr> <td>オリーブ</td><td>カカオ</td><td>かき</td><td>カシューナッツ</td></tr> <tr> <td>かりん属</td><td>くだものとけい(パッショングルーツ)</td><td>ぐみ属</td><td>クリメニア属</td></tr> <tr> <td>コーヒノキ属</td><td>コダチトマト属</td><td>ごれんし(スターフルーツ)</td><td>さんざし</td></tr> <tr> <td>ざくろ</td><td>スターフルーツ(ごれんし)</td><td>タチバナアデク</td><td>なつめ</td></tr> <tr> <td>パインアップル</td><td>はしばみ属</td><td>パッショングルーツ(くだものとけい)</td><td>バナナ</td></tr> <tr> <td>パパイヤ属</td><td>ばんじろう属</td><td>ばんれいし属</td><td>ひいらぎとらのお属(アセロラ等)</td></tr> <tr> <td>ピスタシオノキ</td><td>びわ</td><td>フェイジョア属</td><td>ペカン属</td></tr> <tr> <td>マカダミア属</td><td>またたび属(キウイフルーツ)</td><td>マンゴウ</td><td>ムベ属</td></tr> <tr> <td>ももたまな</td><td>ライチ(れいし)</td><td>りゅうがん</td><td>れいし(ライチ)</td></tr> <tr> <td>れんぶ</td><td>わさびのき属</td><td></td><td></td></tr> </table>				おらんだいちご属	からたち属	きいちご属	きんかん属	くり属	くるみ属	こけもも属(すのき属)	さくら属	すぐり属	すのき属(こけもも属)	なし属	ぶどう属	みかん属	やまもも属	りんご属		あけび属	アボカド	アルブツス	いちじく	オリーブ	カカオ	かき	カシューナッツ	かりん属	くだものとけい(パッショングルーツ)	ぐみ属	クリメニア属	コーヒノキ属	コダチトマト属	ごれんし(スターフルーツ)	さんざし	ざくろ	スターフルーツ(ごれんし)	タチバナアデク	なつめ	パインアップル	はしばみ属	パッショングルーツ(くだものとけい)	バナナ	パパイヤ属	ばんじろう属	ばんれいし属	ひいらぎとらのお属(アセロラ等)	ピスタシオノキ	びわ	フェイジョア属	ペカン属	マカダミア属	またたび属(キウイフルーツ)	マンゴウ	ムベ属	ももたまな	ライチ(れいし)	りゅうがん	れいし(ライチ)	れんぶ	わさびのき属		
おらんだいちご属	からたち属	きいちご属	きんかん属																																																													
くり属	くるみ属	こけもも属(すのき属)	さくら属																																																													
すぐり属	すのき属(こけもも属)	なし属	ぶどう属																																																													
みかん属	やまもも属	りんご属																																																														
あけび属	アボカド	アルブツス	いちじく																																																													
オリーブ	カカオ	かき	カシューナッツ																																																													
かりん属	くだものとけい(パッショングルーツ)	ぐみ属	クリメニア属																																																													
コーヒノキ属	コダチトマト属	ごれんし(スターフルーツ)	さんざし																																																													
ざくろ	スターフルーツ(ごれんし)	タチバナアデク	なつめ																																																													
パインアップル	はしばみ属	パッショングルーツ(くだものとけい)	バナナ																																																													
パパイヤ属	ばんじろう属	ばんれいし属	ひいらぎとらのお属(アセロラ等)																																																													
ピスタシオノキ	びわ	フェイジョア属	ペカン属																																																													
マカダミア属	またたび属(キウイフルーツ)	マンゴウ	ムベ属																																																													
ももたまな	ライチ(れいし)	りゅうがん	れいし(ライチ)																																																													
れんぶ	わさびのき属																																																															
二 特用作物及びその部分であって栽培の用に供するもの	<p>【分類の基本的考え方】 果実以外の部位を収穫後に加工利用するための木本性又は草本性の植物が該当する。</p> <table border="1"> <tr> <td>いぐさ</td><td>うるし</td><td>からはなそ(ホップ)</td><td>くわ</td></tr> <tr> <td>こんにゃく</td><td>さとうきび</td><td>さとうだいこん(てんさい、ビート)</td><td>じおう</td></tr> <tr> <td>ステビア</td><td>たばこ</td><td>ちや</td><td>てんさい(さとうだいこん、ビート)</td></tr> <tr> <td>ビート(さとうだいこん、てんさい)</td><td>ホップ(からはなそ)</td><td>みつまた</td><td>むらさき</td></tr> <tr> <td>わた</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>				いぐさ	うるし	からはなそ(ホップ)	くわ	こんにゃく	さとうきび	さとうだいこん(てんさい、ビート)	じおう	ステビア	たばこ	ちや	てんさい(さとうだいこん、ビート)	ビート(さとうだいこん、てんさい)	ホップ(からはなそ)	みつまた	むらさき	わた																																											
いぐさ	うるし	からはなそ(ホップ)	くわ																																																													
こんにゃく	さとうきび	さとうだいこん(てんさい、ビート)	じおう																																																													
ステビア	たばこ	ちや	てんさい(さとうだいこん、ビート)																																																													
ビート(さとうだいこん、てんさい)	ホップ(からはなそ)	みつまた	むらさき																																																													
わた																																																																
三 前各項に掲げる植物以外の樹木類及びその部分であって栽培の用に供するもの	<p>【分類の基本的考え方】 木本性の植物であって、次号に掲げるものを除く。</p> <table border="1"> <tr> <td>あおき属</td><td>あおぎり属(ステルキュリア属)</td><td>あかぎ属</td><td>アカリファ属</td></tr> <tr> <td>アクイラリア属</td><td>アグライア属</td><td>あじさい属</td><td>あせび属</td></tr> <tr> <td>アダンソニア属(バオバブ等)</td><td>アブチロン属</td><td>アルクトスタフィロス属</td><td>いちい属</td></tr> <tr> <td>いちじく属(いちじくを除く。)</td><td>いちょう科</td><td>いぼたのき属</td><td>いわがらみ属</td></tr> <tr> <td>いわなんてん属</td><td>いんどそけい属</td><td>うつぎ属</td><td>うるし科(うるし、カシューナッツ、ピスタシオノキ、マンゴウを除く。)</td></tr> <tr> <td>エキソコルダ属</td><td>えごのき属</td><td>えにした属</td><td>エリカ属</td></tr> <tr> <td>おとぎりそう属</td><td>かえで科</td><td>がまづみ属</td><td>カメラウシウム属</td></tr> <tr> <td>カリアンドラ属</td><td>カルミア属</td><td>かわらけつめい属</td><td>きささげ属</td></tr> <tr> <td>きじむしろ属</td><td>きだちちようせんあさがお属</td><td>きちようじ属</td><td>きはだ属</td></tr> </table>				あおき属	あおぎり属(ステルキュリア属)	あかぎ属	アカリファ属	アクイラリア属	アグライア属	あじさい属	あせび属	アダンソニア属(バオバブ等)	アブチロン属	アルクトスタフィロス属	いちい属	いちじく属(いちじくを除く。)	いちょう科	いぼたのき属	いわがらみ属	いわなんてん属	いんどそけい属	うつぎ属	うるし科(うるし、カシューナッツ、ピスタシオノキ、マンゴウを除く。)	エキソコルダ属	えごのき属	えにした属	エリカ属	おとぎりそう属	かえで科	がまづみ属	カメラウシウム属	カリアンドラ属	カルミア属	かわらけつめい属	きささげ属	きじむしろ属	きだちちようせんあさがお属	きちようじ属	きはだ属																								
あおき属	あおぎり属(ステルキュリア属)	あかぎ属	アカリファ属																																																													
アクイラリア属	アグライア属	あじさい属	あせび属																																																													
アダンソニア属(バオバブ等)	アブチロン属	アルクトスタフィロス属	いちい属																																																													
いちじく属(いちじくを除く。)	いちょう科	いぼたのき属	いわがらみ属																																																													
いわなんてん属	いんどそけい属	うつぎ属	うるし科(うるし、カシューナッツ、ピスタシオノキ、マンゴウを除く。)																																																													
エキソコルダ属	えごのき属	えにした属	エリカ属																																																													
おとぎりそう属	かえで科	がまづみ属	カメラウシウム属																																																													
カリアンドラ属	カルミア属	かわらけつめい属	きささげ属																																																													
きじむしろ属	きだちちようせんあさがお属	きちようじ属	きはだ属																																																													

植物の種類	主な該当植物名等			
	きょうちくとう属 ぎよりゅうもどき属 くちなし属 くろうめもどき属 げつけいじゅ属 コンミフォラ属 さかき属 さわぐるみ属 しもつけ属 すいかづら属 ステレオスペルマム属 たかさごごばんのき属 ちしやのき属 つた属 ていかかづら属 てまりしもつけ属 とけいそう属 なぎいかだ属 にれ属 のぶどう属 はくちようげ属 はなずおう属 はりえにしだ属 ひのき科 ふじうつぎ属 ほうらいちく属 まき科(いぬまき等) マニホット属(キヤツサバ等) みやましきみ属 ももたまな属 やまもがし科(マカダミア属を除く。) れんぎょう属 2 ドラセナ、めやし、ユッカ等	きんごじか属 ぎんようじゅ属 くまやなぎ属 ぐろたきかづら属 こうもりかづら属 こんろんか属 さくら属(果樹類を除く。) さんたんか属 しゃりんとう属 ずいな属 そけい属 たこのき属 チャンチン属 つつじ属 でいご属 どうだんつづじ属 どちのき属 ななかまど属 にわとこ属 のぼたん科 はしどい属 ばら属 バンクシア属 ふかのき属 ぶな科 ほざきななかまど属 マキバヅラシノキ属 まんさく科 もくせい属 やし科(ココやし属を除く。) ユーフォルビア属 ろうぱい属 【分類の基本的考え方】 主として観葉植物であって、本号に掲げるものに限る。 ココやし属 パキラ属	きんごじかもどき属 くさとべら属 クリソバラヌス属 クロトンノキ属 こごめうつぎ属 さいかち属 サッサフラス属 しだ植物類 しらたまのき属 すぎ科 そてつ科 たにうつぎ属 つくばねうつぎ属 つばき属(ちやを除く。) ディジゴテカ属 ときわさんざし属 とねりこ属 なんようすぎ属 にんじんぼく属 ばいからうつぎ属 はすのはかづら属 バラクイウム属 ばんまつり属 フクシア属 ふよう属(ハイビスカス等) ホロディスクス属 まつ科 まんりょう属 もくれん科 やなぎ科 ランタナ属 【分類の基本的考え方】 運用基準Iの2に掲げる植物が該当する。	ぎよりゅう属 くすのき属 グレビレア属 くろよな属 コバノブラッシノキ属 ざいふりぼく属 さるすべり属 しなのき科 じんちょうげ属 ステルキュリア属(あおぎり属) そりちゃ属 たらのき属 つけ属 つるあだん属 テコマ属 どくうつぎ属 とべら属 にしきぎ属 のうぜんかづら属 はかまかづら属 はすのはぎり属 バラゴムノキ属 ひいらぎなんてん属 ブーゲンビレア属 ほうおうぼく属 ぼたん属 まつぶさ属 みずき属 もちのき属 やまぶき属 りょうぶ属 ドラセナ属 —
四 さつまいも及びばれいしょの生茎及び生塊根又は生塊茎(栽培の用に供しないと認められるものを除く。)	アマリリス、グラジオラス、クロッカス、すいせん、ダリア、チューリップ、にんにく、ヒアシンス、ゆり等	さつまいも ばれいしょ		
五 球根類及びその部分であって栽培の用に供するもの	アマリリス、グラジオラス、クロッカス、すいせん、ダリア、チューリップ、にんにく、ヒアシンス、ゆり等	【分類の基本的考え方】 球茎、鱗茎、塊茎、根茎、塊根又は担根体を地中又は地際に形成する球根類であって、地上部のないもの、芽が小さくて葉が開いていないもの又は地上部の大部分が切除されているものが該当する。ただし、前項及び次項1号に掲げる植物を除く。 なお、その部分とは、木子、子球、鱗片等の植物の部分をいう。 アイリス属 アキメネス属 アシダンセラ属 アネモネ属	アキメネス属 アシダンセラ属 アネモネ属	

植物の種類	主な該当植物名等				
	アマリリス属 イキシア属 エウコミス属 かたばみ属 ガルトニア属 グラジオラス属 クロッカス属 さといも属 シペラ属 ステルンベルギア属 せつぶんそう属 チグリジア属 つばめずいせん属 トリニア属 ハエマンサス属 バロタ属 ひがんばな属 ひめひがんばな属 ブルンスピギア属 ベルセミア属 みずいも属 やまのいも属 ラナンキュラス属 (水生植物を除く。) ロムレア属	アリウム属(ねぎ属) うこん属 おらんだかいい属 カマシア属 カロコルタス属 クリナム属 ゲイソリザ属 サンダーソニア属 じょうが属 スノーフレーク属 たますだれ属 チャスマンテ属 つるぼ属 トロパエオルム属 はなにら属 ばんうこん属 ヒッペアストラム属 (アマリリス等) ふうろそう属 ベゴニア属 ベレバリア属 ムスカリ属 ゆり属 ラペイロージア属 ワツニア属	アルストロメリア属 うばゆり属 オルニソガラム属 カラジューム属 カンナ属 グロキシニア属 コナンセラ属 シクラメン属 シンニンギア属 スペラキシス属 ダリア属 チューベローズ属 テコフィレア属 ねぎ属(アリウム属) バビアナ属 パンクラチーム属 ヒポキシス属 ブーファン属 ヘスペランサ属 ホメリア属 モレア属 ゆりぐるま属 レウココリネ属	アルプカ属 エウカリス属 かたくり属 ガランサス属 キルタンサス属 クロコスマニア属 コルチカム属 シゾスティリス属 すいせん属 スピロキシネ属 チオノドクサ属 チューリップ属 てんなんしよう属 ばいも属 ハブランサス属 ヒアシ NS 属 ヒメノカリス属 フリージア属 ベッセラ属 ホモグロッサム属 モントブレチア属 ラケナリア属 ロードヒポキシス属	
六 前各項に掲げるもの以外の植物及びその部分であって栽培の用に供するもの	1 すいれん、たぬきも等	【分類の基本的考え方】 湖沼、湿地等に生育する草本性の水生植物が該当する。 なお、その部分とは、挿し穂、接ぎ穂等の植物の部分をいう。			
		あさぎ属 エキノドルス属 きかしごさ属 シンゴニウム属 たぬきも属 はごろもも属 ふさも属 みどらのお属 ラナンキュラス属	アヌビアス属 おぎのつめ属 クリプトコリネ属 すいれん属(ひつじぐさ属) ちどめぐさ属 はす属 へつかしだ属 みずゆきのした属 レースソウ属	アルターナンセラ属 おもだか属 こうほね属 スパシフィルム属 でんじそう属 はまおもと属 ほていあおい属 みずわらび属	うきごけ属 かなだも属 じょうぶ属 せきしょうも属 ぬかぼしきりはらん属 ひつじぐさ属(すいれん属) まつも属 みぞほおづき属
	2 前号に掲げるものの以外の植物	【分類の基本的考え方】 草本性の植物であって、前号に掲げるものを除く。 なお、その部分とは、挿し穂、接ぎ穂、むかご等の植物の部分をいう。			
		アイリス属(球根類を除く。) アストランティア属 アモマム属 アロエ属 アンドロサセ属 ういきょう属(フェンネル等) うまのすずくさ属 おうぎばしよう属	アガベ属 アナナス科(パインアップルを除く。) アルストロメリア属(球根類を除く。) アロカシア属 いかりそう属 うこん属(球根類を除く。) えきさいぜり属 おうごんかづら属 (ポトス属)	アグラオネマ属 あふりかすみれ属(セントポーリア等) アルターナンセラ属(水生植物を除く。) アンジェリカ属 いそまつ属 うしのけぐさ属 エリンジューム属 おかとらのお属	アスティルベ属 あまどころ属 アルメリア属 アンスリューム属 いぶきじやこうそう属(タイム等) うつぼかずら属 えんれいそう属 おきなぐさ属

植物の種類	主な該当植物名等			
おぎのつめ属(水生植物を除く。)	おだまき属	オノスマ属	おもだか属(水生植物を除く。)	
おりづるらん属	かすみそう属	ガーベラ属(せんぼんやり属)	かやつりぐさ属	
カラテア属	からまつそう属	ガランサス属(球根類を除く。)	かりがねそう属	
かわみどり属	かんあおい属	かんきちく属	かんちょうじ属	
カンナ属(球根類を除く。)	かきしぐさ属(水生植物を除く。)	きく属	きくぢしゃ属	
きすげ属	きつねのまご属	きづた属	ぎぼうし属	
きんちゃくそう属	きんぱいそう属	クテナンテ属	クリスマスローズ属	
クリプテロニア属	くわがたそう属	くんしらん属	けし属	
こきんぱいざさ属	こまくさ属	こめすすき属	コリダリス属	
さくらそう属	さくららん属	ざくろそう科	ささげ属	
さといも属(球根類を除く。)	さぼてん科	サルビア属	さわぎく属	
しおん属	しそくさ属	しだ植物類	じやのひげ属	
しゅろそう属	しょうが属(球根類を除く。)	しょうぶ属(水生植物を除く。)	シンゴニウム属(水生植物を除く。)	
すげ属	すずこうじゅ属	すずらん属	スペシフィルム属(水生植物を除く。)	
すはまそう属	すみれ属	せいようやまはっか属	セファロタス属	
せんにんそう属	せんのう属	せんぽんやり属(ガーベラ属)	ダイアンサス属(なでしこ属)	
たけしまらん属	たけにぐさ属	たつたそう属	たで属	
たねつけばな属	ちとせらん属	ちどめぐさ属(水生植物を除く。)	ちようせんあさがお属	
ちようせんいわうちわ属	つばめおもと属	つるな科	つるにちにちそう属	
つわぶき属	ディスキーディア属	ディーフェンバッキア属	てんなんしよう属(球根類を除く。)	
とうわた属	どくだみ属	とりかぶと属	なぎいかだ属	
なでしこ属(ダイアソサス属)	ナルドスタキス属	においあらせいとう属	にがくさ属	
ニューサイラン属	ぬかぼ属	ネフティティス属	のうぜんはれん属	
のこぎりそう属	はあざみ属	はえじごく属	はぐろそう属	
はごろもぐさ属	ばじょう属(バナナを除く。)	はぜらん属	はなどらのお属	
はなはっか属	はなみようが属	バーベナ属	はまあかざ属	
はまおもと属(水生植物を除く。)	はまべんけいそう属	はりい属	はるしゃぎく属	
ばんうこん属(球根類を除く。)	はんげしょう属	ひえんそう属	ひめじょおん属	
ひめどうしようぶ属	ひよどりばな属	フィロデンドロン属	ふつきそう属	
フロックス属	ペチュニア属	ペペロミア属	ペラルゴニューム属	
ヘリコニア属	ペンステモン属	ほうせんか属	ほたるい属	
ほたるぶくろ属	ぼたん属	ポトス属(おうごんかばら属)	ほととぎす属	
まつよいぐさ属	マランタ属	まんねんぐさ属	まんねんらん属	
まんねんろう属	みずとらのお属(水生植物を除く。)	みずゆきのした属(水生植物を除く。)	みぞかくし属	
みぞほおづき属(水生植物を除く。)	むぎわらぎく属	むしゃりんどう属	むらさき属	
むらさきつゆくさ属	やぐるまぎく属	やはづかばら属	やぶらん属	
やまがらし属	やまのいも属(球根類を除く。)	ゆきざさ属	ゆきのした属	
ユーフォルビア属	よもぎ属	ラケナリア属(球根類を除く。)	ラバンジュラ属(ラベンダー等)	

植物の種類		主な該当植物名等			
		ラン科	アトリス属	りゅうきゅうべんけい 属	りゅうきんか属
		りんどう属	ルピナス属	れんりそう属(ス イートピー等)	
七 種子であつて栽培の用に供するもの	1 いね、おおむぎ及びこむぎ	【分類の基本的考え方】 シードマット等の形態の種子を含む。			
		いね	おおむぎ	こむぎ	
八 特殊容器に封入された植物及びその部分であつて栽培の用に供するもの	2 前号に掲げるものの以外の植物	【分類の基本的考え方】 シードマット等の形態の種子及び授粉用の花粉を含む。ただし、前号に掲げる植物を除く。			
		いね、おおむぎ及びこむぎ以外	花粉(授粉用に限る。)		
九 切り花及び切り枝等の非栽培用植物であつて観賞の用に供するもの	試験管等に培養又は密封されているすべての植物	【分類の基本的考え方】 前各項に掲げる植物のうち、病害虫が付着するおそれがない試験管等の密閉された容器に封入されたものが該当する。			
		試験管、フラスコ、プラスチック容器等に封入された組織培養体(実生苗を含む。)	運用基準別表に掲げる地域において検疫当局が指定した容器に封入された球根	缶詰種子	小袋入り種子
十 生果実及び生野菜	1 オレンジ、かりん、グレープフルーツ、なし、ぶんたん、ポンカン、まるめろ、りんご、レモン等	【分類の基本的考え方】 切り花、切り枝又は花束(ブーケ、コサージュ等)であつて、全長が1.5m未満のものが該当する。			
		カトレア属	きく属	しだ植物類	しゃりんとう属
九 切り花及び切り枝等の非栽培用植物であつて観賞の用に供するもの	2 ヘリコニア、もみ等であつて大型のもの	ダイアンサス属(なでしこ属)	デンドロビューム属	なでしこ属(ダイアナサス属)	はしごい属
		ばら属			
十 生果実及び生野菜	2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等	【分類の基本的考え方】 切り花、切り枝又は花束(ブーケ、コサージュ等)であつて、全長が1.5m以上のものが該当する。			
		とうひ属	とがさわら属	ヘリコニア属	もみ属
十 生果実及び生野菜	1 オレンジ、かりん、グレープフルーツ、なし、ぶんたん、ポンカン、まるめろ、りんご、レモン等	【分類の基本的考え方】 オレンジ、なし、りんご等の果樹類(熱帯果樹類を除く。)の生果実が該当する。			
		うんしゅうみかん	エレンデール	おおべにみかん(タンジェリン)	オレンジ
十 生果実及び生野菜	2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等	オロブロンコ(スウェーティ)	かりん	グレープフルーツ	しかいかん
		スウェーティ(オロブロンコ)	せいようなし	タンカン	タンジェリン(おおべにみかん)
十 生果実及び生野菜	2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等	タンジェロ	にほんなし	ぶんたん	ポメロ
		ポンカン	マーコット	まるめろ	りんご
十 生果実及び生野菜	2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等	レモン			
		【分類の基本的考え方】 あんず、ぶどう、もも等の果樹類(熱帯果樹類を除く。)の生果実が該当する。			
十 生果実及び生野菜	1 オレンジ、かりん、グレープフルーツ、なし、ぶんたん、ポンカン、まるめろ、りんご、レモン等	あけび	あぶらもも(ネクタリン)	あめりかすもも	あんず
		いちじく	うめ	おうとう(さくらんぼ)	オリーブ
十 生果実及び生野菜	2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等	かき	きんかん	こぶみかん(スワンギ)	さくらんぼ(おうとう)
		ざくろ	さんざし	しききつ(とうきんかん)	スワンギ(こぶみかん)
十 生果実及び生野菜	2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等	せいようすもも	とうきんかん(しききつ)	なつめ	にほんすもも
		ネクタリン(あぶらもも)	びわ	ぶどう	ほんあんず
十 生果実及び生野菜	2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等	もも	ライム		

植物の種類	主な該当植物名等			
3 キウフルーツ、こけもも、すぐり、ブルーベリー等及び細断された生果実	【分類の基本的考え方】 こけもも、ブルーベリー等の果樹類(熱帯果樹類を除く。)の生果実が該当する。 また、細断された果樹類(熱帯果樹類を含む。)の生果実を含む。			
	あかふさすぐり	カーラント(すぐり)	きいちご(ラズベリー)	キウフルーツ
	クラウドベリー	こけもも	さるなし(ベビーキウイ)	すぐり(カーラント)
	にわとこ	ブラックベリー	ブルーベリー	ベビーキウイ(さるなし)
	ようしゅかんぼく	ラズベリー(きいちご)	細断された生果実	
4 ココヤシ、ドリアン、バナナ、パインアップル等	【分類の基本的考え方】 ドリアン、パインアップル等の熱帯果樹類の生果実が該当する。			
	カカオ	ココヤシ	とげばんれいし	ドリアン
5 アボカド、パパイヤ、マンゴウ、りゅうがん、れいし等	パインアップル	バナナ	ぱらみつ	ぱんのき
	【分類の基本的考え方】 パパイヤ、マンゴウ等の熱帯果樹類の生果実が該当する。			
	あかたねのき	アセロラ	アボカド	おうぎやし
	おおながみくだものとけい	カンラン	グアバ(ばんじろう)	くだものとけい(パッションフルーツ)
	ごれんし(スターフルーツ)	サポジラ	さぼてん	サントール
	シロサポテ	しろばなとけい	ズク(ランサット)	スターアップル
	スターフルーツ(ごれんし)	そりざやのき(もくこちょう)	たいわんとう	たまごとけい(ミズレモン)
	たまごのき	タマリンド	チェリモヤ	ドラゴンフルーツ(ピタヤ)
	パッションフルーツ(くだものとけい)	ながばのごれんし(ビリンビン)	なつめやし	パパイヤ
	ババコ	ばんじろう(グアバ)	ばんれいし	ピタヤ(ドラゴンフルーツ)
	ひめあかたねのき	ビリンビン(ながばのごれんし)	びんろうじゅ	フェイジョア
	ふともも	マーリング	マンゴウ	マンゴスチン
	ミズレモン(たまごのとけい)	もくこちょう(そりざやのき)	モリンガ(わさびのき)	ライチ(れいし)
	ランサット(ズク)	ランブータン	りゅうがん	れいし(ライチ)
	れんぶ	わさびのき(モリンガ)		
6 かぼちゃ、すいか、メロン等	【分類の基本的考え方】 かぼちゃ、すいか等の生鮮の果菜類が該当する。			
	かぼちゃ	すいか	せいようかぼちゃ	とうがん
	なしうり	ペポカボチャ(大型のものに限る。)	まくわうり(メロン)	メロン(まくわうり)
	ゆうがお			
7 エンダイプ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリー、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、にんにく、はくさい、ばれいしょ(栽培の用に供しないと認められるものに限る。)、レタス等	【分類の基本的考え方】 次のいずれかの植物が該当する。 (1)きゅうり、トマト、なす等の生鮮の果菜類。 (2)キャベツ、セロリー、たまねぎ等の生鮮の葉菜類又は茎菜類。 (3)かぶ、さといも、しょうが等の生鮮の根菜類。			
	エンダイプ	おおばんがじゅつ	かぶ	からすうり
	きくごぼう	キャッサバ(タピオカ)	キャベツ	きゅうり
	きょうな(みずな)	ぐろぐわい	くわい	こうずく(なんきょう)
	こうりょうきょう	ごぼう	さつまいも(剥皮されたものに限る。)	さといも
	さとうだいこん(てんさい、ビート)	しょうが(しょうきょう)	しょうきょう(しょうが)	セロリー
	だいこん	だいしょ(だいじょ)	だいじょ(だいしょ)	タピオカ(キャッサバ)
	たまねぎ	ちしゃ(レタス)	てんさい(さとうだいこん、ビート)	とうもろこし

植物の種類	主な該当植物名等			
トマト にがうり はす(れんこん) ばれいしょ(剥皮・芽欠きされたものに限る。) みずな(きょうな) れんこん(はす)	トマト	ながいも(やまのいも)	なす	なんきよう(こうずく)
	にがうり	にんじん	にんにく(鱗片ごとに分割・剥皮されたものを除く。)	はくさい
	はす(れんこん)	パースニップ	はやどうり	はるうこん
	ばれいしょ(剥皮・芽欠きされたものに限る。)	ビート(さとうだいこん、てんさい)	ペピーノ	ペポカボチャ(ズッキーニ等の小型のものに限る。)
	みずな(きょうな)	やまのいも(ながいも)	ルタバガ	レタス(ちしゃ)
	れんこん(はす)	わさびだいこん		
	【分類の基本的考え方】 次のいずれかの植物が該当する。 (1)アスパラガス、アーティチョーク、ブロッコリー等の生鮮の葉菜類又は茎菜類。 (2)わさび等の生鮮の根菜類。			
	あさつき	アスパラガス	アーティチョーク(ちょうせんあざみ)	うど
	えぞねぎ	カリフラワー(はなやさい)	さとうきび(芽欠きしたものに限る。)	シャロット(わけぎ)
	ぜんまい	たけのこ(はちく、まだけ、もうそうちく)	ちょうせんあざみ(アーティチョーク)	にんにくの花茎
8 あさつき、アスパラガス、アーティチョーク、うど、はなやさい、ブロッコリー、まだけ、みようが、らっきょう、リーキ等	ねぎ	バナナの蕾	はなやさい(カリフラワー)	ブロッコリー
	まこも(まこもたけ)	まこもたけ(まこも)	みようが	らっきょう
	リーキ	レモングラス	わけぎ(シャロット)	わさび
	わらび			
	【分類の基本的考え方】 次のいずれかの植物が該当する。また、細断された野菜類を含む。 (1)いちご、えんどう、おくら等の生鮮の果菜類。 (2)しそ、チコリ、芽キャベツ等の生鮮の葉菜類又は茎菜類。 (3)ミニキャロット(ベビーキャロット)、薬用にんじん(おたねにんじん)等の生鮮の根菜類。			
	アカシア属の茎葉(料理用に限る。)	あぶらな	あまういきょう	いちご
	イノンド(ディル)	いんげんまめ	いんどせんだん	ういきょう(フェンネル)
	えごま	えんどう	おおぶどうほおず	おくら
	おたねにんじん(薬用にんじん)	かいらんさい	かきの葉(料理用に限る。)	きだちはつか
	きだちひやくりこう(タイム)	きばなすずしろ(ルッコラ)	きんしんさい(やぶかんぞう)	きんま
9 いちご、えんどう、おくら、どうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された野菜類	くさそでつ	クレソン	コエンドロ(コリアンダー)	ココヤシの葉(料理用に限る。)
	こしょう	コジャク(チャービル)	コダチトマト(タマリロ)	こぶみかんの葉(スワンギの葉)(料理用に限る。)
	コリンアンダー(コエンドロ)	コリウス	さいしん	ささげ
	さつまいもの葉柄	さやえんどう	さやだいこん	ししどう(どうがらし、ピーマン)
	しそ	じゅんさい	しろがらし	スワンギの葉(こぶみかんの葉)(料理用に限る。)
	せいようたんぽぽ	せいようはしりどころ	セージ(ヤクヨウサルビア)	そらまめ
	たいさい(ちんげんさい)	だいいず	タイム(きだちひやくりこう)	たいわんつなそ(モロヘイヤ)
	タマリロ(コダチトマト)	タラゴン	たらのき	チコリ

植物の種類		主な該当植物名等			
		チェリートマト(ミニトマト)	チャービル(コジャク)	ちんげんさい(たいさい)	つるな
		ディル(イノンド)	とうがらし(しとう、ピーマン)	なたまめ	にら
		にんにく(隣片ごとに分割・剥皮されたものに限る。)	バジル(めぼうき)	パセリ	はっか(ミント)
		バナナの葉(料理用に限る。)	バニラ	ひいらぎそう	ひし
		ピーマン(しとう、とうがらし)	フェンネル(ういきょう)	ベビーコーン	ベビーキャロット(ミニキャロット)
		ほうれんそう	ほおずき	まるばだいおう(ルバーブ)	ミニキャロット(ベビーキャロット)
		ミニトマト(チェリートマト)	ミント(はっか)	芽キャベツ	めぼうき(バジル)
		メリッサ	モロヘイヤ(たいわんつなそ)	やえやまあおき	ヤクヨウサルビア(セージ)
		薬用にんじん(おたねにんじん)	やぶかんぞう(きんしんさい)	ルッコラ(きばなすずしろ)	ルバーブ(まるばだいおう)
		ローズマリー	エディブルフラワー(食用花)	混合野菜類	細断された野菜類
		食用花(エディブルフラワー)	スプラウト類		
十一 か穀類の種子であつて栽培の用に供さないもの(ひき割り、粉碎等の一次加工品を含む。)	1 精米、モルト等	【分類の基本的考え方】 どう精、発芽等の処理が行われたか穀類の種子が該当する。			
		精米	モルト		
	2 いね(精米を除く。)、おおむぎ、こむぎ、どうもろこし等	【分類の基本的考え方】 前号に掲げる植物を除く。			
		アマランサス	あわ	えのころぐさ属	おおむぎ属
		カナリーシード	からすむぎ属(オートミールを含む。)	キノア	きび
		玄米	こむぎ属(ミックスフラワーを含む。)	さやぬかべさ属	そば属
		どうもろこし属	ひえ属	まこも属(ワイルドライス等)	穀
		もろこし属	らいむぎ属	混合か穀類	
十二 豆類の種子であつて栽培の用に供さないもの(だいいずを除きひき割り、粉碎等の一次加工品を含む。)	あづき、いんげんまめ、えんどう、ささげ、そらまめ、らいまめ、らつかせい、りょくとう等	あかつめくさ(レッドクローバー)	あづき	アルファルファ(スプラウト用種子を含む。)	いなごまめ
		いんげんまめ	えんどう(スプラウト用種子を含む。)	きまめ(りゅうきゅうまめ)	くさふじ
		けつるあづき(ブラッククビーン、ブラックマッペ)(スプラウト用種子を含む。)	ささげ属	そらまめ属	なたまめ属
		ひよこまめ属	ひらまめ(レンズマメ)	ふじまめ属	ブラックビーン(けつるあづき、ブラックマッペ)(スプラウト用種子を含む。)
		ブラックマッペ(けつるあづき、ブラッククビーン)(スプラウト用種子を含む。)	べにばないんげん	やえなり(りょくとう)(スプラウト用種子を含む。)	らいまめ
		らつかせい属	りゅうきゅうまめ(きまめ)	りょくとう(やえなり)(スプラウト用種子を含む。)	ルピナス属
		レッドクローバー(あかつめくさ)	レンズマメ(ひらまめ)	れんりそう属	混合豆類

植物の種類	主な該当植物名等																												
十三 油料種子であって栽培の用に供さないもの及び肥料用又は飼料用植物	1 あぶらな、あま、ごま、コブラ、だいす、ひま、べにばな等	<p>【分類の基本的考え方】 製油原料になり得る種子であって、食用、肥料用、飼料用又は工業用(バイオマス燃料用等)のものが該当する。ただし、11項、前項、次項及び15項に掲げるものを除く。</p> <table border="1"> <tr> <td>あさ</td><td>あぶらな属</td><td>あま属</td><td>えごま</td></tr> <tr> <td>オリーブ</td><td>カポック(パンヤ)</td><td>かや</td><td>こうか(べにばな)</td></tr> <tr> <td>コブラ</td><td>ごま</td><td>だいす(スプラウト用種子を含む。)</td><td>たいわんあぶらぎり(ヤトロファ)</td></tr> <tr> <td>つきみそう</td><td>つばき</td><td>とうごま(ひま)</td><td>パラゴムノキ属</td></tr> <tr> <td>パンヤ(カポック)</td><td>ひま(とうごま)</td><td>ひまわり属</td><td>ふよう属(ハイビスカス等)</td></tr> <tr> <td>べにばな(こうか)</td><td>ヤトロファ(たいわんあぶらぎり)</td><td>わた属</td><td></td></tr> </table>				あさ	あぶらな属	あま属	えごま	オリーブ	カポック(パンヤ)	かや	こうか(べにばな)	コブラ	ごま	だいす(スプラウト用種子を含む。)	たいわんあぶらぎり(ヤトロファ)	つきみそう	つばき	とうごま(ひま)	パラゴムノキ属	パンヤ(カポック)	ひま(とうごま)	ひまわり属	ふよう属(ハイビスカス等)	べにばな(こうか)	ヤトロファ(たいわんあぶらぎり)	わた属	
あさ	あぶらな属	あま属	えごま																										
オリーブ	カポック(パンヤ)	かや	こうか(べにばな)																										
コブラ	ごま	だいす(スプラウト用種子を含む。)	たいわんあぶらぎり(ヤトロファ)																										
つきみそう	つばき	とうごま(ひま)	パラゴムノキ属																										
パンヤ(カポック)	ひま(とうごま)	ひまわり属	ふよう属(ハイビスカス等)																										
べにばな(こうか)	ヤトロファ(たいわんあぶらぎり)	わた属																											
	2 アルファアルファヘイキューブ、アルファアルファペレット、米ぬか、大豆かす、ふすま等	<p>【分類の基本的考え方】 肥料用、飼料用又はバイオマス燃料用の植物であって、前号及び次号に掲げるものを除く。</p> <table border="1"> <tr> <td>あぶらやし殻</td><td>コーンコブミール</td><td>米ぬか</td><td>さとうきびかす</td></tr> <tr> <td>さとうだいこんかす(てんさいかす、ビートパルプ)</td><td>大豆かす</td><td>てんさいかす(さとうだいこんかす、ビートパルプ)</td><td>なたねかす</td></tr> <tr> <td>パインアップルかす</td><td>はとむぎ殻</td><td>ビートパルプ(さとうだいこんかす、てんさいかす)</td><td>ふすま(麦ぬか)(肥料用又は飼料用に限る。)</td></tr> <tr> <td>麦ぬか(ふすま)(肥料用又は飼料用に限る。)</td><td>綿実かす</td><td>綿実殻</td><td>花粉(飼料用に限る。)</td></tr> <tr> <td>堆肥</td><td>配合飼料(アニマルフード等)</td><td>配合肥料</td><td>ヘイキューブ類</td></tr> <tr> <td>ペレット類</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>				あぶらやし殻	コーンコブミール	米ぬか	さとうきびかす	さとうだいこんかす(てんさいかす、ビートパルプ)	大豆かす	てんさいかす(さとうだいこんかす、ビートパルプ)	なたねかす	パインアップルかす	はとむぎ殻	ビートパルプ(さとうだいこんかす、てんさいかす)	ふすま(麦ぬか)(肥料用又は飼料用に限る。)	麦ぬか(ふすま)(肥料用又は飼料用に限る。)	綿実かす	綿実殻	花粉(飼料用に限る。)	堆肥	配合飼料(アニマルフード等)	配合肥料	ヘイキューブ類	ペレット類			
あぶらやし殻	コーンコブミール	米ぬか	さとうきびかす																										
さとうだいこんかす(てんさいかす、ビートパルプ)	大豆かす	てんさいかす(さとうだいこんかす、ビートパルプ)	なたねかす																										
パインアップルかす	はとむぎ殻	ビートパルプ(さとうだいこんかす、てんさいかす)	ふすま(麦ぬか)(肥料用又は飼料用に限る。)																										
麦ぬか(ふすま)(肥料用又は飼料用に限る。)	綿実かす	綿実殻	花粉(飼料用に限る。)																										
堆肥	配合飼料(アニマルフード等)	配合肥料	ヘイキューブ類																										
ペレット類																													
	3 アルファアルファ、チモシー等の乾草	<p>【分類の基本的考え方】 肥料用又は飼料用の乾燥牧草であって、前号及び17項に掲げる植物を除く。</p> <table border="1"> <tr> <td>アルファアルファ</td><td>えんどう</td><td>えんばく</td><td>オーチャードグラス</td></tr> <tr> <td>クローバー</td><td>ケンタッキーブルーグラス</td><td>湖草</td><td>さとうきび(シュガーケーントップ)</td></tr> <tr> <td>シュガーケーントップ(さとうきび)</td><td>スーダングラス</td><td>ちがや</td><td>チモシー</td></tr> <tr> <td>とうもろこし</td><td>ネピアグラス</td><td>バミューダグラス</td><td>羊草(ヤンソウ)</td></tr> <tr> <td>フェスク</td><td>ベントグラス</td><td>ヤンソウ(羊草)</td><td>ライグラス</td></tr> <tr> <td>混合乾燥牧草</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>				アルファアルファ	えんどう	えんばく	オーチャードグラス	クローバー	ケンタッキーブルーグラス	湖草	さとうきび(シュガーケーントップ)	シュガーケーントップ(さとうきび)	スーダングラス	ちがや	チモシー	とうもろこし	ネピアグラス	バミューダグラス	羊草(ヤンソウ)	フェスク	ベントグラス	ヤンソウ(羊草)	ライグラス	混合乾燥牧草			
アルファアルファ	えんどう	えんばく	オーチャードグラス																										
クローバー	ケンタッキーブルーグラス	湖草	さとうきび(シュガーケーントップ)																										
シュガーケーントップ(さとうきび)	スーダングラス	ちがや	チモシー																										
とうもろこし	ネピアグラス	バミューダグラス	羊草(ヤンソウ)																										
フェスク	ベントグラス	ヤンソウ(羊草)	ライグラス																										
混合乾燥牧草																													
十四 賦果類の種子であつて栽培の用に供さないもの	1 ぐり及びぐるみ等	<p>【分類の基本的考え方】 ぐり、ぐるみ等の賦果類の種子が該当する。</p> <table border="1"> <tr> <td>ぐり</td><td>ぐるみ</td><td></td><td></td></tr> </table>				ぐり	ぐるみ																						
ぐり	ぐるみ																												
	2 いちょう、カシューナッツ、はしばみ、ペカン、むきぐり、むきぐるみ等	<p>【分類の基本的考え方】 いちょう、カシューナッツ等の賦果類の種子が該当する。また、前号に掲げる種子の殻等を取り除いたものを含む。</p> <table border="1"> <tr> <td>アーモンド</td><td>いちょう(ぎんなん)</td><td>カシューナッツ</td><td>ぎんなん(いちょう)</td></tr> <tr> <td>ククイノキ</td><td>シアナッツ(シアバターノキ)</td><td>シアバターノキ(シアナッツ)</td><td>どんぐり</td></tr> <tr> <td>はしばみ(ヘーゼルナッツ)</td><td>ピスタチオナッツ</td><td>ブラジルナッツ</td><td>ペカンナッツ</td></tr> <tr> <td>ヘーゼルナッツ(はしばみ)</td><td>マカダミアナッツ</td><td>ミックスナッツ</td><td>むきぐり</td></tr> <tr> <td>むきぐるみ</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>				アーモンド	いちょう(ぎんなん)	カシューナッツ	ぎんなん(いちょう)	ククイノキ	シアナッツ(シアバターノキ)	シアバターノキ(シアナッツ)	どんぐり	はしばみ(ヘーゼルナッツ)	ピスタチオナッツ	ブラジルナッツ	ペカンナッツ	ヘーゼルナッツ(はしばみ)	マカダミアナッツ	ミックスナッツ	むきぐり	むきぐるみ							
アーモンド	いちょう(ぎんなん)	カシューナッツ	ぎんなん(いちょう)																										
ククイノキ	シアナッツ(シアバターノキ)	シアバターノキ(シアナッツ)	どんぐり																										
はしばみ(ヘーゼルナッツ)	ピスタチオナッツ	ブラジルナッツ	ペカンナッツ																										
ヘーゼルナッツ(はしばみ)	マカダミアナッツ	ミックスナッツ	むきぐり																										
むきぐるみ																													
	十五 し好品・香辛料及び薬料・染料類であつて栽培の用に供さないもの	うこん、くちなみ、コーヒー豆、ココア豆、こしょう、薬用にんじん等	<p>【分類の基本的考え方】 乾燥した植物であつて、し好品、香辛料、薬料又は染料類として使用される種子(11項から前項に掲げるものを除く。)、果実、根、樹皮及び茎が該当する。また、ひき割り、粉碎等の一次加工処理が行われたものを含む。</p> <table border="1"> <tr> <td>うこんの根茎(ターメリックの根茎)</td><td>おたねにんじんの根(薬用にんじんの根)</td><td>カカオの種子(ココア豆)</td><td>からしなの種子</td></tr> </table>				うこんの根茎(ターメリックの根茎)	おたねにんじんの根(薬用にんじんの根)	カカオの種子(ココア豆)	からしなの種子																			
うこんの根茎(ターメリックの根茎)	おたねにんじんの根(薬用にんじんの根)	カカオの種子(ココア豆)	からしなの種子																										

植物の種類		主な該当植物名等			
十六 乾燥植物類(乾燥牧草を除く。)	1 乾燥果実及び乾燥野菜、そばがら、葉たばこ、みずごけ、もみがら等及びさく葉標本	かわらけつめい属の種子(けつめいし、せんな等の種子)	くちなしの果実(さんし)	コエンドロの種子(コリアンダーの種子)	ココア豆(カカオの種子)
		こしょうの果実	コーヒーノキの種子(コーヒー豆)	コーヒー豆(コーヒーノキの種子)	コリアンダーの種子(コエンドロの種子)
		ころはの種子(フェヌグリークの種子)	さんし(くちなしの果実)	ターメリックの根茎(うこんの根茎)	とうがらしの果実
		はとむぎの種子(よくいにん)	フェヌグリークの種子(ころはの種子)	薬用にんじんの根(おたねにんじんの根)	よくいにん(はとむぎの種子)
		混合漢方薬類			
十六 乾燥植物類(乾燥牧草を除く。)	2 乾燥花き	【分類の基本的考え方】 乾燥した植物であって、13項3号、前項、本項次号及び次項に掲げるものを除く。			
		あつけしそう(さんごそう)	あま属の茎葉	アロエ	かしわの葉
		かんぴょう	キヤッサバ	くるみ殻	ケナフの茎葉
		こけ植物類	ココナツツハスク	コーンコブミール(肥料用及び飼料用を除く。)	ささの葉
		さといも	さんごそう(あつけしそう)	せきしょうし(ひかけのかずらの胞子)(花粉の增量剤に限る。)	そばがら
		だいこん	たけの皮	デシケーテッドココナッツ	にわとこ属
		はすの葉(れんこんの葉)	葉たばこ	バナナの葉	ハーブ類
		ひかけのかずらの胞子(せきしょうし)(花粉の增量剤に限る。)	ふすま(麦ぬか)(肥料用及び飼料用を除く。)	松かさ	みずごけ
		麦ぬか(ふすま)(肥料用及び飼料用を除く。)	むくろじ	もみがら	やし殻ピート
		花粉(授粉用及び飼料用を除く。)	乾燥果実類	乾燥した落ち葉	乾燥した搾りかす(肥料用及び飼料用を除く。)
		乾燥野菜類	混合培養資材	さく葉標本	しめ飾り(わら類を原料とするものを除く。)
		樹皮	すだれ(わら類を原料とするものを除く。)	装飾用香辛料(とうがらし等)	ピートモス
		ペレット類(肥料用及び飼料用を除く。)	民芸品(草本性の植物を原料とするものに限る。)	もぐさ	
十七 わら類	稻わら、麦わら及びなわ、むしろその他のわら工品	【分類の基本的考え方】 乾燥した植物であって、観賞用の花及び茎葉が該当する。			
		うらじろ	ドライフラワー	ポプリ(香料用を含む。)	
		【分類の基本的考え方】 わら類(いね、おおむぎ属又はこむぎ属の茎葉を乾燥させたものに限る。)又はその加工品であって、13項3号に掲げるものを除く。			
		いね	おおむぎ属	こむぎ属	こも
十八 木材	1 南洋材、木材、北洋材等	しめ飾り	しめ縄	畳床	なわ
		むしろ			
		アフリカ材	欧洲材	中国材	中南米材
		南洋材	ニュージーランド材	米材	北洋材

植物の種類		主な該当植物名等			
		木材こん包材(木枠、パレット、木箱、電線ドラム、サンギ、ゲタ材、ダンネージ等を含む。)			
2 まだけ、もうそうちく等	—	【分類の基本的考え方】 輸入時に本数確認が困難な木材であって、全長が約35cm以上のものが該当する。ただし、前号に掲げるものを除く。			
		はちく	まだけ	もうそうちく	
十九 前各項に掲げるもの以外の植物及び容器包装	—	麻袋	園芸用ポット	置物	きのこ菌床(原料を除く。)
		スプラウト用種子(だいこん及びブロッコリーに限る。)	搾りかす類(肥料用及び飼料用を除く。)	充填用植物	装飾樹
		たけ(全長が約35cm未満のものに限る。)	動物園等で飼育されている動物の生餌(コアラのユーカリ、マナティーの水草等)	鳥の巣	腐葉
		ヘゴ材	ほど木	薪	木製装飾品
		木片(木材チップを含む。)	民芸品(16項に掲げるものを除く。)	流木	
二十 輸入を許可された輸入禁止品	—	【分類の基本的考え方】 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第7条第1項ただし書の規定により農林水産大臣の許可を受けたものが該当する。			
二十一 植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入される前各項に掲げるもの	—				

(注1)「主な該当植物名等」には、植物名を五十音順で規定し、その後に植物名以外のものを同様に規定する。

(注2)「主な該当植物名等」に規定する属名等に属することが分かりにくい種名がある場合は、属名等の後に括弧書きで種名を規定する。

(注3)「主な該当植物名等」に同一の植物名等を異なる項又は号に規定する場合は、明確に区別するために「○〇を除く。」等の文言を括弧書きで規定する。

(注4)「分類の基本的考え方」には、「植物の種類」に規定されている内容以外で、植物の分類に必要な情報を規定する。

(注5)スプラウト用種子の取扱いについて不明な点があれば、植物防疫所に確認いただきたい。

別表2

植物の荷口区分一覧表

植物の種類	必ず分割する区分	左記の区分に追加可能な区分
一 果樹類の植物及びさし木、ほ木、だい木、その他根、茎、葉等の植物の部分であって栽培の用に供するもの	1 くるみ、なし、ぶどう、もも、りんご、かんきつ類等	(1)品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2)形態別(苗、根、茎、葉等の別とする。)
	2 アボカド、キウイフルーツ、パインアップル、フェイジョア、マンゴウ等	(1)品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2)形態別(苗、根、茎、葉等の別とする。)
二 特用作物及びその部分であって栽培の用に供するもの	くわ、さとうきび、ちや等	(1)品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2)形態別(苗、根、茎、葉等の別とする。)
三 前各項に掲げる植物以外の樹木類及びその部分であって栽培の用に供するもの	1 いちょう、すすぎ、そてつ、つばき、まつ、やし類等	(1)品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2)形態別(苗、根、茎、葉等の別とする。)
	2 ドラセナ、めやし、ユッカ等	(1)品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2)形態別(苗、根、茎、葉等の別とする。)
四 さつまいも及びばれいしょの生茎及び生塊根又は生塊茎(栽培の用に供しないと認められるものを除く。)	—	(1)品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2)形態別(生茎又は生塊根(茎)の別に限る。)
五 球根類及びその部分であって栽培の用に供するもの	アマリリス、グラジオラス、クロッカス、すいせん、ダリア、チューリップ、にんにく、ヒアシンス、ゆり等	(1)品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2)形態別(球根、木子、子球、鱗片等の別とする。) (3)ロット番号別(隔離栽培運用基準(昭和43年5月20日付け43農政B第916号農政局長通知)別表に掲げる球根類のうち、ロット管理を義務付けているものに限る。)
六 前各項に掲げるもの以外の植物及びその部分であって栽培の用に供するもの	1 すいれん、たぬきも等	(1)品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2)形態別(苗、挿し穂、接ぎ穂等の別とする。)
	2 前号に掲げるものの以外の植物	(1)品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。) (2)形態別(苗、挿し穂、接ぎ穂、むかご等の別とする。)
七 種子であつて栽培の用に供するもの	1 いね、おおむぎ及びこむぎ	品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。)
	2 前号に掲げるものの以外の植物	品種別(品種別に分割できない場合は、種別とする。)

植物の種類	必ず分割する区分	左記の区分に追加可能な区分
八 特殊容器に封入された植物及びその部分であって栽培の用に供するもの	試験管等に培養又は密封されているすべての植物 (1)種別 (2)品種別(試験管、フラスコ、プラスチック容器等に封入された組織培養体(実生苗を含む。)に限る。)	(1)品種別(缶詰種子、小袋入り種子及び小売容器入り花粉に限る。) (2)ロット番号別(缶詰種子、小袋入り種子及び小売容器入り花粉に限る。)
九 切り花及び切り枝等の非栽培用植物であって観賞の用に供するもの	1 カトレア、カーネーション、きく、コトネアスター、しだ、デンドロビューム、ばら、ライラック等 (1)属別 (2)形態別(アンスリューム、クサントロニア又ははす(れんこん)であって、花又は葉の有無の別に限る。) (3)植物の組合せ別(花束(ブーケ、コサージュ等)に限る。)	種別
	2 ヘリコニア、もみ等であって大型のもの (1)属別 (2)形態別(アンスリューム、クサントロニア又ははす(れんこん)であって、花又は葉の有無の別に限る。) (3)植物の組合せ別(花束(ブーケ、コサージュ等)に限る。)	種別
十 生果実及び生野菜	1 オレンジ、かりん、グレープフルーツ、なし、ぶんたん、ポンカン、まるめろ、りんご、レモン等 種別	(1)品種別(グレープフルーツのルビー、ホワイト等の別は、品種別とみなす。) (2)ブランド別(かんきつ類に限る。)
	2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等 種別	(1)品種別 (2)ブランド別(かんきつ類、ネクタリン、ぶどう及び植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の付表に掲げるさくらんぼに限る。)
	3 キウイフルーツ、こけもも、すぐり、ブルーベリー等及び細断された生果実 種別	(1)品種別 (2)ブランド別(キウイフルーツに限る。なお、カラーコードの別は、ブランド別とみなす。)
	4 ココヤシ、ドリアン、バナナ、パインアップル等 (1)種別 (2)品種別(バナナに限る。) (3)形態別(ココヤシであって、表皮の有無又はバンチか否かの別に限る。)	(1)生産地域別(台湾産バナナであって、能高、南投、嘉南、旗美、鳳二、屏北、屏南及び東台の8地域の別に限る。) (2)品種別(バナナ以外のものに限る。) (3)形態別(ココヤシ、パインアップル及びバナナに限る。なお、各植物の形態別は、次によるものとする。 ア ココヤシ:表皮を剥いたものであって、白色で新鮮なもの又は褐色で乾燥したもの イ パインアップル:葉の有無の別 ウ バナナ:バンチ、ハンド、クラスター又はフィンガーの別 (4)包装の有無の別(パインアップル及びバナナに限る。)
	5 アボカド、パパイヤ、マンゴウ、りゅうがん、れいし等 種別	(1)品種別 (2)ブランド別

植物の種類	必ず分割する区分	左記の区分に追加可能な区分
6 かぼちや、すいか、メロン等	種別	(1)品種別 (2)ブランド別(かぼちやに限る。)
7 エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しうが、セロリー、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、にんにく、はくさい、ばれいしょ(栽培の用に供しないと認められるものに限る。)、レタス等	種別	(1)品種別 (2)形態別(キャベツ、セロリー、たまねぎ、どうもろこし、にんじん、はくさい及びレタスに限る。なお、各植物の形態別は、次によるものとする。 ア キャベツ:はくさい、レタス:鬼葉又はカットの有無の別 イ セロリー:カットの有無の別 ウ たまねぎ:外皮の有無の別 エ どうもろこし:果実を包む苞葉の有無の別 オ にんじん:茎葉の有無の別
8 あさつき、アスパラガス、アーティチョーク、うど、はなやさい、プロッコリー、まだけ、みようが、らっきょう、リーキ等	種別	(1)品種別 (2)形態別(プロッコリーであって、花らいの有無の別に限る。) (3)ブランド別(アスパラガスに限る。) (4)色別(アスパラガスであって、グリーン、ホワイト、パープル等の別とする。)
9 いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された野菜類	(1)種別 (2)形態別(えんどう等の豆類であって、莢の有無、莢付き果実の成熟か否か又は茎の有無の別に限る。)	(1)品種別 (2)形態別(ベビーコーンであって、果実を包む苞葉の有無の別に限る。)
十一 か穀類の種子であつて栽培の用に供さないもの(ひき割り、粉碎等の一次加工品を含む。)	1 精米、モルト等	(1)品種別 (2)等級別 (3)形態別(丸ごと、ひき割り、圧ペん、粉碎等の別とする。) (4)船倉別(本船積みの精米であって、Jシステム等の植物防疫官が認める方法で消毒が実施された旨を記載した公的証明書が添付され、船倉別に分割可能な積載状態であることが分かる荷捌き計画書等の書類が添付されたものに限る。) (注)Jシステムとは、あらかじめ船倉底部にホストキシンガス(くん蒸剤)を送り込むための穴開きパイプを敷設し、貨物の船積み終了後、貨物の上部にベルト状に包装されたくん蒸剤を置き、これから発生するくん蒸剤をプロワによって船倉底部のパイプを通じて船倉内に循環させる方法をいう。

植物の種類	必ず分割する区分	左記の区分に追加可能な区分
2 いね(精米を除く。)、おおむぎ、こむぎ、とうもろこし等	種別	(1)品種別 (2)等級別 (3)形態別(丸ごと、ひき割り、圧ペん、粉碎等の別とする。) (4)船倉別(本船積みのいね(精米を除く。)であって、Jシステム等の植物防疫官が認める方法で消毒が実施された旨を記載した公的証明書が添付され、船倉別に分割可能な積載状態であることが分かる荷捌き計画書等の書類が添付されたものに限る。)
十二 豆類の種子であつて栽培の用に供さないもの(だいいずを除きひき割り、粉碎等の一次加工品を含む。)	あづき、いんげんまめ、えんどう、ささげ、そらまめ、らいまめ、らっかせい、りょくとう等	(1)種別 (2)莢の有無の別(らっかせいに限る。)
十三 油料種子であつて栽培の用に供さないもの及び肥料用又は飼料用植物	1 あぶらな、あま、ごま、コブラ、だいいず、ひま、べにばな等 2 アルファアルファヘイキュープ、アルファアルファペレット、米ぬか、大豆かす、ふすま等 3 アルファアルファ、チモシー等の乾草	種別 (1)種別 (2)形態別(アルファアルファであつて、ヘイキューブ又はペレットの別に限る。) 種別 品種別
十四 膜果類の種子であつて栽培の用に供さないもの	1 ぐり及びぐるみ等 2 いちょう、カシューナッツ、はしばみ、ペカン、むきぐり、むきぐるみ等	(1)種別 (2)品種別(規則別表2の付表に掲げる膜果類の種子に限る。) 種別 形態別(膜等の有無の別とする。なお、膜等を取り除いた種子の場合は、丸ごと、スライス、ひき割り、圧ペん、粉碎等の別とする。)
十五 し好品・香辛料及び薬料・染料類であつて栽培の用に供さないもの	うこん、くちなし、コーヒー豆、ココア豆、こしょう、薬用にんじん等	種別 (1)品種別 (2)等級別 (3)形態別(部位(果実、根等)、丸ごと、スライス、ひき割り、圧ペん、粉碎、膜の有無等の別とする。)
十六 乾燥植物類(乾燥牧草を除く。)	1 乾燥果実及び乾燥野菜、そばがら、葉たばこ、みずごけ、もみがら等及びさく葉標本 2 乾燥花き	種類別 (1)属別 (2)形態別(ひき割り、圧ペん、粉碎等の別とする。) 種類別 (1)属別 (2)形態別(圧ペん、粉碎等の別とする。)
十七 わら類	稻わら、麦わら及びなわ、むしろその他のわら工品	(1)種別 (2)形態別(カットの有無等の別とする。)

植物の種類		必ず分割する区分	左記の区分に追加可能な区分
十八 木材	1 南洋材、米材、北洋材等	種類別	(1)種別 (2)形態別(丸太材、割材、樹皮の有無等の別とする。) (3)用途別(木材こん包材であって、パレット、木箱、ダンネージ等の別とする。)
	2 まだけ、もうそうちく等	種別	(1)丸竹又は割竹の別 (2)青竹又は乾竹の別
十九 前各項に掲げるもの以外の植物及び容器包装	—	種類別	—
二十 輸入を許可された輸入禁止品	—	種類別	—
二十一 植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入される前各項に掲げるもの	—	前各項に掲げる該当植物の区分と同じ。	前各項に掲げる該当植物の区分と同じ。